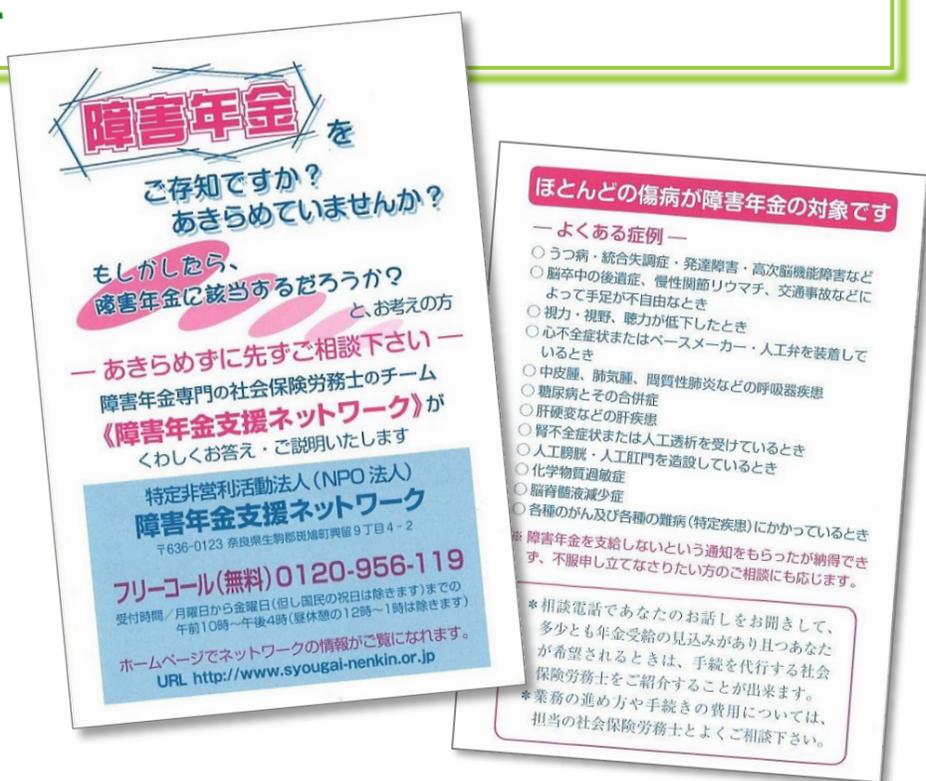


(情報提供)
障害年金について

相談窓口では、疾病や何らかの障がいが見られることから早期就労が困難な場合も多く見受けられます。相談者の中で、障害年金が受給できるのではないかとと思われる場合、「障害年金支援ネットワーク」に相談することも一つの方法です。このNPO法人は、障害年金を受給できるにもかかわらず、様々な理由で受給に至っていない方を支援するため、全国で約250名の社会保険労務士の有志により立ち上げられており、鳥取県からも数名の社会保険労務士が会員となっております。



生活困窮者支援
ニュースレター

☆特集☆
広域的取り
組み事業

2018年3月号 NO.6

鳥取県社会福祉協議会
地域福祉部パーソナルサポート担当
TEL 0857-59-6332

生活困窮者自立支援事業
- 自立支援セミナーの開催 -

平成30年1月13日(土)、法政大学現代福祉学部教授/社会活動家の湯浅誠氏を講師にお招きし、「地域づくりとしての貧困対策～子どもの貧困から考える～」をテーマに、140名余りの参加により自立支援セミナーを開催いたしました。

講演では、子どもの貧困のとらえ方やご自身の体験をユーモアも交えながら軽妙に話され、参加者は熱心に耳を傾けていました。

国が示している「子どもの貧困率7:1」という割合は、表面化していない貧困も含まれているためこの率に実感がない人が多いこと。貧困の捉え方としては、3つの無い(「お金」「つながり」「自信」)が考えられ、その中でも貧困が見えにくいお金以外の「つながり」と「自信」に目を向けることが、子どもの貧困について考えるうえで重要な要素であること。さらに、居場所には4つの機能(「衣食住の確保」「体験できる場」「時間をかけてもらえる」「トラブル対応」)があり、「子ども食堂とマクドナルドの違いは、同じ食事の提供場所であっても声をかけてもらえて安心できる場所かどうかの違い」と話されるなど、居場所を考えるうえで大変わかりやすいものでした。

子どもへの支援は特別な人が特別な事をするのではなく、自分たちが趣味などで普段から子どもたちに関わっていること自体が「いるだけ支援」であり、結果的に子どもたちの居場所支援に繋がっていると、参加者からは、「誰でも地域の中で子どもたちを助けられることに気づかされた」等の感想も多く聞かれました。

また、今回、県立図書館による「出張図書館」を併設し、会場入り口に講師の湯浅氏の著書をたくさん持参いただきました。その場で貸し出しができたことに参加者からは驚きと喜びの声があがっており、今後も継続して連携していきたいと思っております。

お知らせ

生活困窮危険度診断ソフトの活用について

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課から、家計診断システムとして「生活困窮危険度判断ソフト」が提供されました。

このシステムは、生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、困窮者に金銭管理の重要性を認識してもらうための困窮危険度の診断・分析システムであり、診断結果をもとに相談員がより良いアドバイスを行うための一助として活用してください。

○導入は以下サイトにアクセスしてご利用ください。

(HPアドレス) <http://www.fp-brain.biz/shindan/>

※ログインには、IDとパスワードが必要です。鳥取県社会福祉協議会又は最寄りの市町村の生活困窮者自立支援機関窓口にお問い合わせください。



平成30年度バックアップ事業(予定)

平成30年度においても、鳥取県から委託を受けて引き続きバックアップ事業に取り組みます。

- ① 研修
 - 階層別研修(初任者研修(4月)・現任者研修(7月)・スーパーバイズ研修(9月))
 - 専門研修(10月) ○セミナー(10月) ○実践研修(11月)
- ② 担当者連絡会(全市町村5月・11月、及び4市のみ5月)
- ③ 市町村社会福祉協議会連絡会(6月)
- ④ 広域ネットワーク会議(6月)
- ⑤ 社会資源開発
- ⑥ ニュースレター(年3回)



《本号の内容》

- ・人材育成
- ・広域的取り組みの紹介
- ・障害年金相談窓口
- ・お知らせ



「都道府県・指定都市社会福祉協議会生活困窮者自立支援事業担当者会議」報告

平成30年2月23日、全国社会福祉協議会において「都道府県・指定都市社会福祉協議会生活困窮者自立支援事業担当者会議」が開催されました。会議では、厚生労働省担当課から、必須・任意事業の体制強化策や都道府県の役割の明確化等が含まれた「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」、及び関連する「平成30年度予算案」の概要が説明されました。また、生活困窮者自立支援事業において市町村をバックアップする役割が「都道府県による市町村支援事業」として明確に位置付けられることから、すでに、広域的支援に取り組んでいる4府県から実践報告を行い、「生活困窮者自立支援の推進と社協の果たすべき役割」について討議が行われました。

(出席者) 都道府県社協及び指定都市社協の担当者 70名程度

【法律改正案及び予算案】

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長補佐)

法律改正案では、生活困窮者の自立支援の強化にむけた包括的な支援体制として、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の一体的実施促進、子どもへの生活支援も含めた学習支援事業の強化、居住支援の強化、生活保護制度における自立支援の強化・適正化、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進等の改正が行われます。(平成30年10月1日施行 ほか)

また、予算面では、就労準備支援事業の利用促進につながるようなインセンティブ(例えば、就労に向けた外出支援費用、体験先の受入れ促進費用等)の付与や、学習支援事業の高校生世代への支援の拡充や小学生がいる家庭への巡回支援の強化、ひきこもり支援の充実を含めた就労準備支援の拡充・強化等の概要説明がありました。

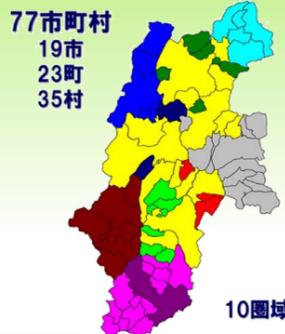
※詳しくは、厚生労働省の「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」及び「生活困窮者自立支援制度関係予算の平成30年度予算案」をご確認ください。

【広域的支援の取組み】

広域的支援について、鳥取県社協、長野県社協、徳島県社協、大阪府社協から実践報告がありました。今回は、その中から「長野県社会福祉協議会」の取組みを紹介いたします。

長野県社会福祉協議会 「信州パーソナル・サポート事業」

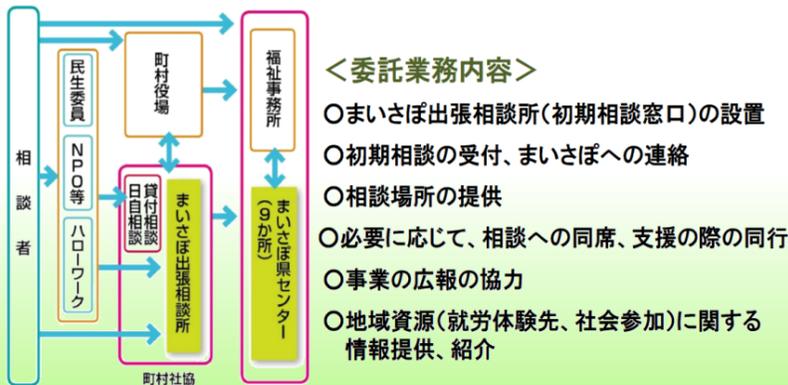
58町村から委託を受け、町村部に9か所の相談拠点(まいさぼ県センター)を設置し、さらに、町村社協に「まいさぼ出張相談所」が設置されています。



県が設置する相談支援拠点(町村部)
「長野県生活就労支援センター」
市は「〇〇市生活就労支援センター」
愛称は「まいさぼ」
で統一して広報、普及

まいさぼ出張相談所の概要

県社協が県内の58町村社協と個別に業務委託契約を締結

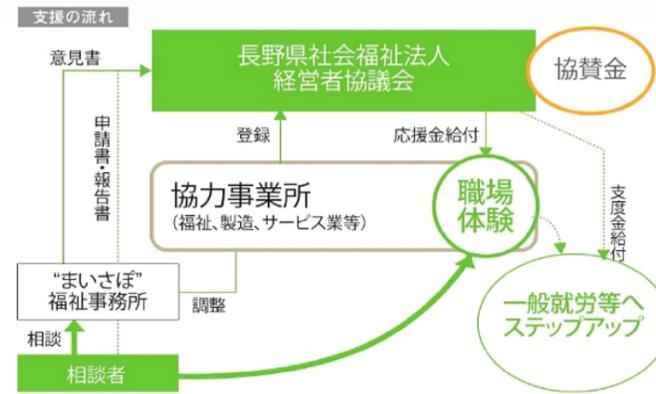


まいさぼ支援員が各町村を訪問し、相談者の様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携した支援体制づくりのお手伝いをします。

広域的支援

- ① 人材育成・・・セミナー、支援員研修(初任者・専門)、支援員連絡会(地域研修)
- ② 機関誌発行・・・2～3ヶ月に1回のペースで「まいさぼレター」を発行
- ③ 食糧支援・・・セゾ・ル・パ・スト・ジャ・パン等との連携により「フードバンク信州」を立ち上げ
- ④ 社会福祉法人との連携・・・「信州あんしんセーフティネット事業」

この事業は、生活困窮者自立支援制度とも連携しながら、失業・離婚・虐待・DV・けがや病気などで生活に困っている方々に、緊急支援を提供するとともに、様々な生きづらさを抱えた方々のために、職業体験や職業訓練の場づくりを目指すもので、会員の社会福祉法人が事業費を拠出し実施しています。



▶就職活動応援金付職場体験事業(プチバイト事業)

失業者など、生活に困窮している相談者に対して、職場体験の場を紹介するとともに、就職活動応援金(1時間800円)を給付して経済的支援を行います。相談者(申請者)は、登録事業所(福祉・製造・サービス業などの業種)において短期的な就労体験により一般就労を目指します。

▶就職支度金給付事業

就職が決まったが、当面の衣食住に係る準備金が不足している相談者に対して、最大1万円までの支度金を給付して新たな生活を応援します。(平成28年2月～)

⑤ 県内社協公益事業・・・「長野県あんしん創造わっと事業」

県内社協が共同で運営する新しい支え合いの仕組みで、平成29年10月～スタート

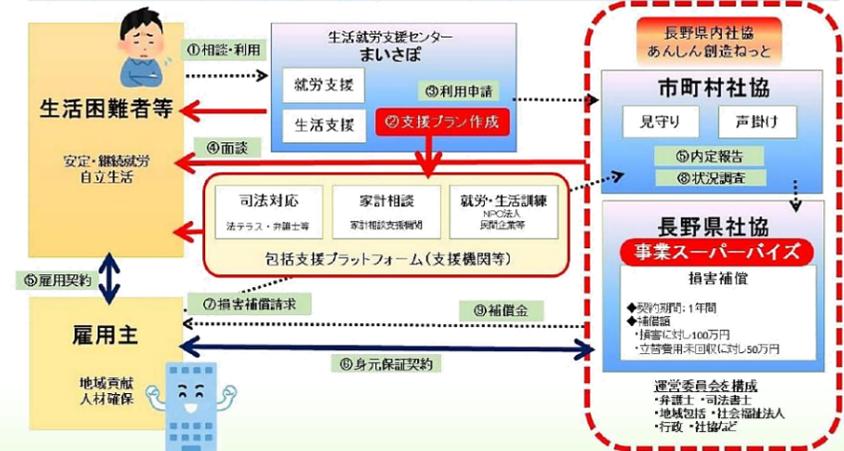
○「身元保証・就職支援事業」

就労に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ就労の機会を逃してしまう場合があり、就労後の支援対象者が就労先に与えた損害について、この事業から見舞金を支給することを雇用主と約することにより、保証人がいなくても雇用に結びつけることを目的とした事業です。

○「入居保証・生活支援事業」

入居保証人がいないことから住まいが確保できない方に対し、県内の社会福祉協議会が拠出した財源により、滞納家賃及び原状回復費用を保証することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保できるようにする事業です。

スキーム図(身元保証・就職支援事業について)



⑥ 生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会

様々な分野の社会資源の連携を促進し、官・民・地域住民等が生活困窮者支援を通じた「地域づくり」に取り組む各地域での事例を共有しながら、生活困窮者支援に理解のある参加型包摂社会の創造について検討。

- (内容)
- 生活困窮者支援を通じた社会資源の発見と開発について
 - 生活困窮者支援を通じた地域づくりとネットワークについて
 - 生活困窮者支援に理解のある参加型包摂社会の創造について

鳥取県社協担当者から

鳥取県社協も、市町村のバックアップ事業は取り組んでいます。長野県のように生活困窮者支援に全市町村社協が連携して取り組まれていることは大きな意義があると思います。地域住民の困りごとや地域の課題への対応は、住民に最も近い社協だからこそできる部分も多く、長野県の取り組みを参考にさせていただきながら、鳥取県においても全市町村社協の事業との連携強化をすすめていきたいと思っています。